

### 1. Press Releases/Topics

#### 「ぎふブランド」大都市圏発信プロジェクト 「St. Cousair & 久世福商店 商談会」の開催について

当行は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から展示会や商談会の中止・延期を余儀なくされるなど、売上減少の課題を抱えた県産品事業者さまの販路開拓を支援するため、岐阜県内の事業者さまと首都圏の有名バイヤー企業さまとの商談の場を提供する『「ぎふブランド」大都市圏発信プロジェクト』を開催しております。なお、本プロジェクトで行う商談会は、合計10回を予定しております。

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

#### ○「ぎふブランド」大都市圏発信プロジェクト概要

主 催	岐阜県、株式会社十六銀行
後 援	岐阜県商工会議所連合会、岐阜県商工会連合会
募 集 社 数	各商談会 10 社程度
内 容	①バイヤー企業が募集するニーズ情報をもとに、サプライヤー企業がエントリーを行う逆見本市型商談会 ②バイヤー企業により事前選考を行い、通過したサプライヤー企業と1対1で個別に行うオンライン商談会

#### ○第5回、6回商談会概要

名 称	「ぎふブランド」大都市圏発信プロジェクト ～St.Cousair&久世福商店商談会～
日 時	2021年10月21日(木)
形 式	十六銀行本店ビルでの個別商談会を予定 ※新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン商談会へ変更となる場合があります。
バイヤー企業	St.Cousair(株式会社サンクゼール) 久世福商店(株式会社サンクゼール)
募集対象企業	バイヤー企業が提案を希望する事業分野の商品、商材、開発力等を有する岐阜県内企業
参加料	無料
募 集 商 品	【 St.Cousair 】 ① 非冷製品(醸造食品・調味料・レトルト・瓶詰・茶等の加工品) ② 冷蔵製品(珍味・調味料・乳製品・ハム・漬物・麺類等の加工品) ③ 冷凍製品 ④ 酒類、飲料(ビール、ソフトドリンク、茶等の飲料) 【久世福商店】 ① 常温品(調味料、惣菜、ご飯のおとも、お菓子、おつまみ、麺類などの加工食品)※賞味期限90日以上が望ましい ② 冷凍・冷蔵品 ③ 酒類、飲料(日本酒、焼酎等の酒類、ソフトドリンク等の飲料)
申 込 期 限	2021年10月1日(金)必着

---

### ○申込方法

当行ホームページ上のエントリーシート(会社案内、商品パンフレット、FCPシートを添付)に必要な事項をご記入のうえ、当行本支店窓口または各商工会議所、商工会にてお申込みください。

### ○注意事項

バイヤー企業さまの商談希望により個別商談会の設定を行うため、ご希望の商談をしていただけない場合もございます。あらかじめご了承ください。

お申込みにあたっては、ご案内およびエントリーシートに記載の事項を十分にご確認のうえお申込みください。

### ○お問い合わせ先

十六銀行地域創生部地域創生グループ担当：山口、濱口  
(TEL:080-7287-2147、080-3207-7171)

## 【緊急】新型コロナ対応支援施策特集

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対して、各省庁・自治体は、事業者の事業継続と雇用維持のため、様々な支援策を用意しています。

前回に引き続き、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者向けの支援施策情報を特集します。

### 【第3回公募受付中】 中小企業等事業再構築補助金

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組みを通じた規模の拡大を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。申請の受付は、電子申請システム jGrants にて行われています。事前に gBizID プライムアカウントの取得（2～3週間を要します）をお勧めします。

補助金額	通常枠	従業員数 20 人以下	100 万～4,000 万円
		従業員数 21 人～50 人	100 万～6,000 万円
		従業員数 51 人以上	100 万～8,000 万円
	大規模貸金引上枠	従業員数 101 人以上	8,000 万超～1 億円
	卒業枠	中小企業者等	6,000 万超～1 億円
	グローバル V 字回復枠	中堅企業等	6,000 万超～1 億円
	緊急事態宣言特別枠 最低貸金枠	従業員数 5 人以下	100 万～500 万円
従業員数 6～20 人		100 万～1,000 万円	
従業員数 21 名以上		100 万～1,500 万円	
※第3回公募から新しい類型が新設されました。			
補助率	通常枠 大規模貸金引上枠	中小企業者等	2/3(6,000 万円を超える部分 は 1/2)
		中堅企業等	1/2(4,000 万円を超える部分 は 1/3)
	卒業枠	中小企業者等	2/3
	グローバル V 字回復枠	中堅企業等	1/2
	緊急事態宣言特別枠 最低貸金枠	中小企業者等	3/4
		中堅企業等	2/3
必須申請要件	①申請前直近 6 ヶ月間のうち、任意の 3 ヶ月の合計売上高が、新型コロナ以前の同 3 ヶ月の売上高と比較して、10%以上減少している中小企業等。 ②事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業。 ③補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加、または従業員 1 人あたり付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加達成すること。		
公募締切	令和 3 年 9 月 21 日(火) 18:00		
問い合わせ先	中小企業庁 事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088 (受付時間:平日 9:00～18:00)		

## 当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」10月の相談日をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、電話相談とZoom（オンライン）相談にて受付いたします。

※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

### (1) 法律相談会

日程	
渡辺弁護士（岐阜） お1人さま20分	10月 5日（火） 13：45～15：05
	10月12日（火） 13：45～15：05
	10月19日（火） 13：45～15：05
	10月26日（火） 13：45～15：05
山口弁護士（名古屋） お1人さま30分	10月 5日（火） 13：30～15：00
	10月12日（火） 13：30～15：00
	10月19日（火） 13：30～15：00
	10月26日（火） 13：30～15：00

### 2) 税務相談会

日程 お1人さま30分	
10月 6日（水）	13：00～16：00
10月 7日（木）	13：00～16：00
10月13日（水）	13：00～15：30
10月14日（木）	13：00～16：00
10月20日（水）	13：00～15：30
10月21日（木）	13：00～16：00

## 2. 公的機関情報 【セミナー】

### 受付中【オンラインセミナー】

DX推進セミナー ～デジタルで、何をを目指す？ ビジネスをどう変える？～  
「経営課題の解決、自社価値の再認識、ビジネスの変革に不可欠なDXとサイバーセキュリティ」

日 時	令和3年10月14日(木)14:00～17:00
開催方法	オンライン開催(Microsoft Teams)
参加料	無料
定 員	300名
内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>基調講演</u> 「日本の中小製造業の課題」～目的とねらい、産官学の7つの施策～ 株式会社野村総合研究所 産業ITイノベーション事業本部 主席研究員 藤野 直明 氏</li><li>・<u>事例紹介①</u> 「デジタル技術を活用して金型づくりを変える！」 ～次世代金型企業組合 FuB(ファブ)/DXによる技術者育成と遠隔ものづくり、品質保証体制の確立～ 株式会社ウチダ製作所 代表取締役 森 光賢 氏</li><li>・<u>事例紹介②</u> 「菓子職人の熟練の技を再現するAIオープンで、世界中の子どもたちに洋菓子を」 ～紆余曲折の開発から、AIオープン THEO(テオ)を通じた新たなビジネスモデルの構築を目指して～ ユーハイムグループ フードテックマイスター株式会社 取締役 山田 健一 氏</li><li>・<u>サイバーセキュリティ講演</u> 「サイバー攻撃の実態と対策のポイント」 MS&amp;AD インターリスク総研株式会社 新領域開発部 サイバーリスク室 室長 岡田 智之 氏 三井住友海上火災保険株式会社 名古屋企業営業第二部 第二課 課長代理 澤本 啓之 氏</li></ul>
申込方法	専用ページより申込 詳細は中部経済産業局 HP 内 専用ページ( <a href="https://chubu-dx-security.go.jp/">https://chubu-dx-security.go.jp/</a> )参照

## 受付中【オンラインセミナー】

### 「今こそ知りたい！脱炭素経営」

#### ー世界の潮流と日本の取り組みから考える これからの脱炭素経営とは？ー

日 時	令和3年9月28日(火) 14:00～15:30
開催方法	オンラインセミナー(ライブ配信) ※ オンライン会議アプリ「zoom」ウェビナー機能を利用して開催
参加料	無料
定 員	50名(先着順)
申込期限	令和3年9月24日(金)17:00
内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業が脱炭素経営に取り組む意義</li><li>・中小企業の脱炭素経営の進め方</li><li>・中小企業における脱炭素経営事例の紹介</li><li>・CO2排出量の把握方法</li></ul>
講 師	株式会社ウェイトボックス 代表取締役 鈴木 修一郎 氏
申込方法	(公財)岐阜県産業経済振興センターHP 申込フォームより

## 受付中【オンラインセミナー】

### 第1回自社製品開発セミナー「新分野参入！強みを引き出す製品開発」

日 時	令和3年10月4日(月) 13:30～15:00
開催方法	オンラインセミナー(ライブ配信) ※ オンライン会議アプリ「zoom」ウェビナー機能を利用して開催
参加料	無料
定 員	50名(先着順)
申込期限	令和3年9月28日(火) 17:00
内 容	中小企業の自社の強みを活かした製品開発の進め方
講 師	有限会社セメントプロデュースデザイン 代表取締役社長/クリエイティブディレクター 金谷 勉 氏
申込方法	(公財)岐阜県産業経済振興センターHP 申込フォームより

## 受付中【オンラインセミナー】 「知的財産権と契約実務を学ぼう」

日 時	令和3年9月28日(火) 13:30~16:30
開催方法	ハイブリット開催 会場：じゅうろくプラザ 大会議室（岐阜市橋本町1丁目10-11） オンライン：Webexによる配信 ※オンラインの場合は講演のみの配信となります。 （配信時間 13:30~15:30）
参加料	無料
定員	会場 50名/オンライン 最大100名(要事前申込)
申込期限	令和3年9月21日(火)17:00
内 容	<b>【講演1】</b> 弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士 高畑 豪太郎 氏 「知的財産と共同開発契約の基礎」というテーマで講演いたします。企業が共同開発契約を締結するにあたり注意すべきポイントについて、実際のトラブル事例を紹介しながら、イラストを用いて初学者にもわかりやすくご説明いたします。 <b>【講演2】</b> 日本知的財産仲裁センター 名古屋支部運営委員長 弁護士・弁理士 川岸 弘樹 氏 日本知的財産仲裁センターは日本弁理士会と日本弁護士連合会が共同で運営する裁判外の紛争解決手段(ADR)です。今回は、センターで取り扱っている相談、調停・仲裁、センター判定等の取扱業務の概要と有効な活用方法についてお話します。 <b>【座談会】</b> 弁護士・弁理士と、知的財産や契約の話をしてみよう
申込方法	E-mail または FAX にて申込 詳細は中部経済産業局 HP 参照 <a href="https://www.chubu.meti.go.jp/index.html">https://www.chubu.meti.go.jp/index.html</a>

### 3. 経営教室

#### 国際税務教室

#### 輸出免税となる取引

海外の事業者へ物品の譲渡を行う場合、消費税の取り扱いに迷うことも少なくありません。

消費税法上、物品の譲渡を行う場合、当該物品の譲渡が国内取引に該当するときには、課税の対象となります。他方、物品の譲渡が国内取引に該当する場合であっても、その物品が輸出される場合には、消費税が免税（消費税の課税の対象から除外することに加えて、その仕入れに含まれていた消費税額を控除・還付することにより、実質的に税負担をゼロとすること。以下、「輸出免税」とします。）とされます。それでは、どのような取引が輸出に該当するのでしょうか。

消費税法上、輸出とされる物品の譲渡とは、当該物品を「外国に仕向けられた船舶又は航空機に積み込むことによって当該資産の引き渡しが行われるものをいう」(※1)と解されています。したがって、外国に仕向けられた船舶又は航空機への積み込みよりも前の段階において、買主に目的物の引き渡しが行われるといった取引は、仮にその後、当該物品が通関され、外国に仕向けられた船舶又は航空機搬入されているとしても、消費税法上の輸出には該当しないと考えられることから、輸出免税の取り扱いは受けられないものと考えられます。

このように、貿易取引によって海外に物品の譲渡を行うすべての場合において、輸出免税が適用されるというわけではなく、輸出免税の適用には、当該貿易取引が消費税法上の輸出に該当する必要がある(※2)ことに注意が必要といえます。

(※1) 東京地判平成18年11月9日 (※2) 加えて、免税の適用を受けるためには、消費税法において定められた輸取出引等の証明がされたものといった条件を満たす必要があります。

#### 国内税務教室

#### 年間110万円の贈与税非課税がなくなる！？

令和3年度税制改正大綱（2020年12月10日自由民主党・公明党）において、相続税・贈与税について「諸外国の制度を参考にしつつ…現行の相続時精算課税制度(※1)と暦年課税制度のあり方を見直すなど…資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」と明記されました。

例えば、息子へ資産を生前贈与する場合を考えてみます。

暦年課税を選択すれば、相続開始前3年以内の贈与財産しか相続財産に含めないため、生前贈与と相続では税負担が大きく異なり、資産移転の時期に中立ではないが、相続時精算課税を選択すれば、選択後は、生前贈与と相続で税負担が変わらず、資産移転の時期に中立であるといえます。

一生涯の生前贈与と相続で税負担が変わらないアメリカ、一定期間の生前贈与と相続で税負担が変わらない欧州の制度を参考にするため、わが国の今後の方向性は、暦年課税を縮小あるいは廃止し、相続時精算課税に一本化されると考えられるため、今後の議論に注目したい。

(※1) 高齢世代が保有する資産を、消費意欲の高い若年世代への移転を促すことを目的に平成15年度税制改正で導入された。いったんこの制度を選択したら、それ以後暦年課税を選択できなくなります。

相続財産に含める生前贈与財産の範囲	
日本（暦年課税）	相続開始前3年以内
日本（相続時精算課税）	精算課税選択後
(参考) アメリカ	一生涯
(参考) フランス	一定期間（15年）

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号: 058-295-7077 058-295-2055 (岐阜事務所) / 052-433-2112 (名古屋事務所)

E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>



## 4. 産学連携情報

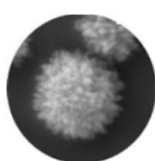
今月号のテーマ

酸化チタン-ナノセルロース複合体の

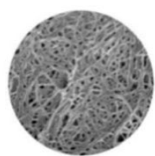
低温常圧合成及び光触媒応用

<キーワード> 酸化チタン光触媒 ナノセルロース 光触媒抗菌繊維

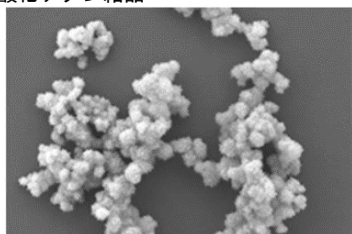
名古屋工業大学大学院工学研究科工学専攻 物理工学系プログラム 本田光裕 助教



写真①  
酸化チタン結晶



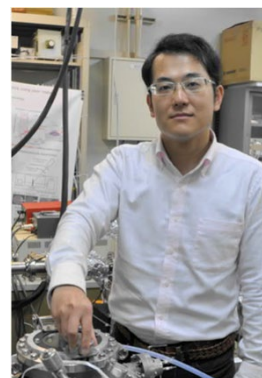
写真②  
ナノセルロース



写真③酸化チタン-ナノセルロース  
複合材料の走査型電子顕微鏡像

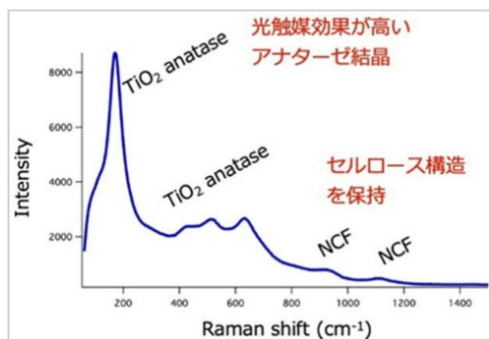
光触媒は、光を当てることで酸化還元力と超親水性が誘起される材料で、大気や水質の浄化、抗菌・除菌、防汚など応用範囲は広く、環境や医療分野などで実用化が進んでいる。半導体や金属材料の構造を原子・ナノメートルスケールで制御し、光触媒や光センサーに応用する研究を進めている本田光裕助教は、光触媒材料である「酸化チタン」（写真①参照）と、植物由来で環境に優しい材料「ナノセルロース」（写真②参照）の常温常圧での複合化に成功した。

感染症対策の一環で抗ウイルス・抗菌意識が高まっており、光触媒機能を有する「酸化チタン-ナノセルロース複合体」（写真③参照）を合成し、抗菌繊維や不織布マスクなどへの活用が期待される。



### ◇人と環境に安心・安全な技術で、光触媒抗菌・殺菌作用が持続する酸化チタン-ナノセルロース複合材料を合成

樹木や草など植物を原料に作られるナノセルロースは、生体適合性が高く、鋼鉄の5倍の強度に対して5分の1の重さとあって高強度で軽量、融点は260~270℃と熱安定性も兼ね備えた注目の素材。自動車や家電の部材、ガスバリア機能のある食品包装、壁材、衣類など、その特性を生かした様々な高機能材料への応用が進んでいる。衛生面や長期間外観の美しさを保つといった観点から、抗菌機能・環境浄化機能を持った素材としての機能性も求められており、酸化チタン光触媒の効果の付加が望まれるも、酸化チタンは一般的な塩素法や硫酸法では約1000℃の高温プロセスで合成されるため、可燃性のセルロース上に合成するのは非常に困難。あらかじめ合成した酸化チタン光触媒をナノセルロース材料に吸着させて複合材料化させる方法も、弱い吸着力のため耐久性や光触媒機能の安定性・再現性に課題があった。



図①ラマン分光分析結果

発明した技術は、液相析出法にて常温常圧でセルロースを破壊することなく、ナノセルロース表面に酸化チタンナノ結晶を直接合成できる。合成した酸化チタン-ナノセルロース複合材料は、5時間の超音波処理を経てもセルロース繊維上に酸化チタン結晶が定着していることから、ナノセルロース表面に酸化チタンナノ結晶が高強度で被覆されていることがわかる。ラマン分光分析の結果、合成された酸化チタンは光触媒効果が高いアナターゼ結晶から成り、セルロースの構造も保持されていることが証明された。

(図①参照)

低環境負荷プロセスで、耐久性のある光触媒機能を有する酸化チタン-ナノセルロース複合材料が直接合成できるというメリットを生かし、光触媒不織布マスク、抗ウイルス繊維、光抗菌性創傷被覆材など広く活用が見込まれる。

国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構

電話番号: 052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <https://sanren.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産学官連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

※本記事は名古屋工業大学より寄稿を受けたものです。

**編集・連絡先:**

**十六銀行**

**ソリューション営業部**

**(058-266-2664)**

**愛知営業本部**

**(052-961-8761)**

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。